

オープンウォータースイミング競技規則

2015－4－1

公益財団法人 日本水泳連盟

目次

総則	1
定義	1
競技役員	1
競技役員の職務	2
スタート	5
開催地	6
レース	7
ゴール	8
抗議	9
その他	9

総則

本規則は、国際水泳連盟（以下、「FINA; Federation Internationale de Natation」という）オープンウォータースイミング（以下、「OWS」という）競技規則に則り制定したものである。公益財団法人日本水泳連盟（JASF; Japan Swimming Federation. 以下、「本連盟」という）ならびに本連盟の加盟団体（以下、「加盟団体」という）が主催する競技会（公式競技会）と、本連盟ならびに加盟団体により公認された競技会（公認競技会）を対象として適用される。

公式競技会および公認競技会においては、本連盟の「オープンウォータースイミング（OWS）競技に関する安全対策ガイドライン」に沿った安全対策を講じなければならない。

競技会固有の環境または条件により、必要に応じて、本連盟の OWS 競技規則（以下、「競技規則」という）を基準とした「ローカルルール」を策定することができる。ローカルルールは、競技開始前に競技者へ通知しなければならない。

第1条 定義

- 1 OWS とは、川、湖、海洋もしくは海峡などで行われる 10km 種目を除く競技と定義する。(OWS1.1)
- 2 マラソンスイミングとは、オープンウォーター競技における 10km 種目と定義する。(OWS1.1.1)
- 3 競技会の出場は、14 歳以上の競技者とする。なお、年齢は競技会のある年の 12 月 31 日時点の競技者の年齢とする。(OWS1.2)

第2条 競技役員

競技会を運営・統括するための競技役員として、次の役職と人数をおく。(OWS2)

審判長(1 レースにつき)

レフリー(少なくとも 2 名、エントリー数に応じて人数を増やす)

計時担当主任 + 計時担当員 2 名

着順審判主任 + 着順審判員 2 名

安全担当員(セイフティ・オフィサー)

医事救護員

コース担当員

招集担当員

レース審判主任 + レース審判(選手につき 1 名、但し、10km 以下のレースでは不要)

ターンジャッジ(ターンブイごとに 1 名)

給水審判員(給水用棧橋を使用の場合)

スターター
通告担当員
公式記録担当員

注: 競技役員は 2 役を兼務することはできない。但し、1 つの役割が終了した後に別の役割を行うことは可能とする。

注: また必要に応じて、役員数を変更し、その他の係役員をおくことができる。

第 3 条 競技役員の仕事

1 審判長

(1) 競技者および競技役員に対し完全なる統轄権を持ち、競技規則を完全に施行し、競技会の運営にあたってはすべての事柄について最終決定を下す。また競技規則に定めがない場合も同様に最終決定を下す。(OWS3.1)

(2) 競技者や競技役員を危険にさらす状況になった場合、安全担当員(セイフティ・オフィサー)と協議し、レースを中止する。(OWS3.2.1)

(3) 競技開始前および競技中に起こった事柄に関しての抗議について、裁定の手配をする。(OWS3.3)

(4) 着順審判員の着順判定結果と記録が合わなかった場合、判断を下す。(OWS3.4)

(5) スタート時、旗をスターターに向け、笛を短く吹くことで、スタートが差し迫り、競技が始まることを競技者に知らせる。(OWS3.5)

(6) 競技規則に則っていないと自身で判断した場合や他の競技役員が報告してきた場合、当該競技者を失格とする。(OWS3.6)

(7) 競技役員の各役職を任命し、その職務の分担や指示を与え、競技の運営が公正かつ円滑に行われるようにする。なお、必要に応じて競技役員の補充や交代を命ずることができる。(OWS3.7)

(8) 競技開始前および競技終了後、招集担当員、公式記録担当員、コース担当員、安全担当員(セイフティ・オフィサー)からのすべての競技者の確認報告を受けなければならない。(OWS3.8)

2 レフリー

(1) 競技中、競技規則が遵守されているかどうかを常に監督する。(OWS3.9)

(2) 競技規則に抵触した競技者を目撃した場合、当該競技者を失格させる。(OWS3.10)

3 スターター

(1) 競技規則第 4 条に従い、審判長の合図により、競技を開始する。(OWS3.11)

4 計時担当主任

- (1) スタート地点とゴール地点に、少なくとも2名の計時担当員を配置する。(OWS3.12)
- (2) スタート15分前に、全員の時計が公式競技時計(標準時)を示しているかを確認する。(OWS3.13)
- (3) 各競技者の記録用紙を計時担当員から収集し、確認する。必要であれば計時担当員の時計を検査する。(OWS3.14)
- (4) 各競技者の記録用紙の公式記録を確認する。(OWS3.15)

5 計時担当員

- (1) 各競技者、または複数の競技者の計時を行う。時計はメモリー機能および出力機能を持つもので、実行委員会が承認した、正確性が証明されたものでなければならない。(OWS3.16)
- (2) スタートの合図で時計を始動させ、計時担当主任から指示があった時のみ時計を止める。(OWS3.17)
- (3) 各競技者のゴール後、記録と競技者番号を速やかに用紙に記入し、計時担当主任に提出する。(OWS3.18)

注:自動計測装置を使用する場合でも、補完の観点から、同様の任務を遂行する。

6 着順審判主任

- (1) 各担当員、審判員を所定位置に配置する。(OWS3.19)
- (2) 競技中、レフリーからの指示を記録し、業務を行う。(OWS3.20)
- (3) 競技終了後、各担当員・審判員からの結果用紙に署名をし、判定結果とそれを反映させた結果、順位を審判長に提出する。(OWS3.21)

7 着順審判員

- (1) 常に競技のゴールがはっきりと見える、ゴールラインの延長線上に配置される。(OWS3.22)
- (2) 各競技者の着順を判定する。(OWS3.23)

注:着順審判員は計時担当員を兼務してはならない。

8 レース審判主任

- (1) レース審判の乗船先を決め、レース審判に役割を説明する。(OWS3.24)
- (2) 競技中、レフリーからの指示を記録し、業務を行う。(OWS3.25)
- (3) 競技終了後、レース審判から署名付き報告書を回収し、審判長に提出する。(OWS3.26)

9 レース審判

- (1) 事前抽選で決まった選手伴走船に乗船する。(OWS3.27)

- (2) 競技中、選手伴走船から担当となった競技者を監察する。(OWS3.28)
- (3) レフリーによって退水を命じられたことを競技者に伝える。(OWS3.29)
- (4) 担当となった競技者がアンフェアなことや他の競技者に危害を与えていないか、退水を命じる必要はないかを監察する。(OWS3.30)

10 ターンジャッジ

- (1) 競技前の説明会で説明されたとおりに、競技者全員が正しくコースを折返したかを監察する。(OWS3.31)
- (2) ターンの際の違反行為はすべて記録し、短い笛を鳴らして知らせる。そして、直ちに審判長に違反行為があったことを伝える。(OWS3.32)
- (3) 署名した報告書を審判長に提出する。(OWS3.33)

11 安全担当員（セイフティ・オフィサー）

- (1) 競技の実施に関するすべての安全面について、審判長に対し責任を負う。(OWS3.34)
- (2) 競技開始前に、コース全体、特にスタート地点およびゴール地点を点検し、安全性および適切性が確保され、障害物が無いことを確認する。(OWS3.35)
- (3) 競技を行うのに十分な安全器材を準備し、確認する責任を負う。(OWS3.36)
- (4) 競技前に競技者に対して、潮汐や流れを提示する。(OWS3.37)
- (5) 競技中、医事救護員と競技の実施が不適切な状況であると判断した場合は、レフリーにその旨を知らせ、実施されるコースや方法の変更に関する勧告を行う。(OWS3.38)

12 医事救護員

- (1) 競技および競技者に関するすべての医療面および救護面について、レフリーに対し責任を負う。(OWS3.39)
- (2) 地域の医療施設に競技の特性を伝え、事故発生の際には、出来るだけ速やかに医療施設に収容できるよう競技開始前に確認する。(OWS3.40)
- (3) 競技中、安全担当員と競技の実施が不適切な状況であると判断した場合は、レフリーにその旨を知らせ、実施されるコースや方法の変更に関する勧告を行う。(OWS3.41)

13 コース担当員

- (1) 競技コースの正確な測量に関して、実行委員会に対して責任を負う。(OWS3.42)
- (2) スタート地点およびゴール地点の表示物および装置の状態を点検し、すべてが適切に配置され作動することを確認する。(OWS3.43)
- (3) 競技開始前に、競技コース上のすべてのターンプイの状態を点検し、すべてが適切に配置されていることを確認する。(OWS3.44)
- (4) 競技開始前に、レフリーと安全担当員（セイフティ・オフィサー）とともにコースと表示物の確

認を行う。(OWS3.45)

(5) 競技開始前に、ターンジャッジが所定の位置に配置されていることを確認してレフリーに報告する。(OWS3.46)

14 招集担当員

(1) 各競技前に招集エリアに競技者を招集し、ゴール後の控え室が適切な施設かを確認する。(OWS3.47)

(2) 競技開始前の所定の時間に競技者を招集し、競技者のナンバリング(競技者番号の表示)と競技規則に抵触(爪の長さや、装飾、ジュエリー、時計などの装着)を確認する。(OWS3.48)

(3) 招集エリア内の競技者の人数を最終確認する。(OWS3.49)

(4) 競技者、競技役員に、スタート 5 分前から 1 分ごとにスタートまでの残り時間を知らせる。(OWS3.50)

(5) 競技者がスタートエリアに置き残した衣類や持ち物を、ゴールエリアに安全に移動させ保管する責任を負う。(OWS3.51)

(6) すべての競技者がゴール後の退水時に必要な所持品を所持していることを確認する。(OWS3.52)

15 公式記録担当員

(1) 途中棄権を記録し、公式記録を作成し、チーム表彰のポイントを積算する。(OWS3.53)

(2) すべての違反行為の詳細を記載し、署名をして、審判長に提出する。(OWS3.54)

16 給水審判員

(1) 給水用栈橋において、競技者とコーチが競技規則どおりに給水を行っているかを監察する。(OWS3.55)

第 4 条 スタート

1 すべてのオープンウォーター競技は、競技者全員が固定された壇上か、もしくは、泳ぎ始めるのに十分な深さの水中から、スタートの合図でスタートする。(OWS4.1)

(1) 固定された壇上からスタートする場合は、競技者の立ち位置は無作為の抽選によって決められる。(OWS4.1.1)

2 招集担当員は競技者と競技役員にスタートまでの時間を適宜知らせる。スタート 5 分前からは 1 分ごとに知らせる。(OWS4.2)

3 エントリー数が多い場合、男子競技と女子競技は別々にスタートする。男子競技は常に女子競技の前にスタートする。(OWS4.3)

- 4 スタートラインは、頭上の器具か水面の移動可能な器具により、はっきりと表示される。(OWS4.4)
- 5 審判長は旗を真っ直ぐに揚げ、ホイッスルを短く吹いて、スタートが近いことを知らせる。次に、旗をスターターに向け、競技がスターターの指示の下にあることを示す。(OWS4.5)
- 6 スターターは、競技者全員からはっきり見える位置に配置する。(OWS4.6)
 - (1) スターターの「位置について」の指示で、壇上からのスタートの場合、競技者は少なくとも一方の足を壇上の前に出しスタートの態勢をとらなければならない。壇上からのスタートでない場合、競技者はスタートラインに一列に並ばなければならない。(OWS4.6.1)
 - (2) スターターは全員の準備が整ったと判断したら、スタートの合図をする。(OWS4.6.2)
- 7 スタートの合図は、視覚と聴覚の両方に訴えるものでなければならない。(OWS4.7)
- 8 スタートの際に反則を犯した競技者には、競技規則 6 条 3 項に則り、レフリーの判断によりイエローフラッグかレッドフラッグが提示される。(OWS4.8)
- 9 すべての選手伴走船はスタート前に所定の位置につき、競技者の邪魔をしないようにする。また競技者をピックアップする際も他の競技者の邪魔にならないようにする。(OWS4.9)
- 10 男子競技および女子競技は同時にスタートできるが、すべての点において両競技は別々の種目として取り扱われる。(OWS4.10)

第 5 条 開催地

- 1 本連盟が主催する競技会は、本連盟により承認された場所とコースで開催される。
- 2 開催地は安全性を考慮し、流れがゆるやかで、海水、淡水もしくは汽水の水域とする。(OWS5.2)
- 3 開催地の使用に関する適合性の証明書は、該当する現地の衛生機関及び安全機関が発行する。一般的に、この証明書は水質純度および他の要因からの物理的安全性に関するものでなければならない。(OWS5.3)
- 4 コース上のすべての地点は、水深が 1.4m 以上でなければならない。(OWS5.4)
- 5 水温は 16°C 以上 31°C 以下とする。レース当日のスタート 2 時間前にレース中間地点の 40cm の深さで測定する。測定はレフリー 1 名、大会組織委員会 1 名、監督者会議で選出された出場国のコーチ 1 名の立ち会いのもと行う。(OWS5.5)
- 6 競技中、安全担当員(セイフティ・オフィサー)は、水温と気温を測定する。(OWS5.5.1)
- 7 コースの折返しは、ターンブイ等ですべて明確に表示されなければならない。ターンブイはガイドブイ(補助ブイ)と別の色にしなければならない。(OWS5.6)
- 8 ターンジャッジ艇等は、競技者の折返しの視野を妨害しないように配置される。(OWS5.7)
- 9 給水用棧橋、ターンブイ、ターンジャッジ艇等は固定され、潮の干満、風もしくはその他の動きに影響されないものとする。(OWS5.8)
- 10 ゴールへの最終アプローチは目立つ色のマークやガイドロープで表示され、コースとの境界線を作らなければならない。(OWS5.9)

11 ゴールは垂直面ではつきりと明示し、表示する。(OWS5.10)

第6条 レース

1 すべてのオープンウォーター競技はフリースタイルで行われ、競技者はブイをすべて回って全コースを泳がなければならない。(OWS6.1)

2 レース審判は、選手伴走船によるペーシングやスリップストリームで不公平な利点を得ていると判断した場合、競技者に対して選手伴走船から離れるよう指示する。(OWS6.2)

3 失格処分までの手続き

(1) 審判長、レフリーの判断により、妨害や故意による接触、ペーシング、スリップストリームで不公平な利点を得ているとされた競技者、選手伴走船に対して、以下の方法で失格処分を課す。(OWS6.3.1)

1 回目の反則:

当該競技者の番号を記載したイエローフラッグかイエローカードを掲示して、警告する。

2 回目の反則:

レフリーが当該競技者の番号を記載したレッドフラッグかレッドカードを掲示し、2 回目の違反行為であることを知らせる。当該競技者は失格となり、速やかに退水し、再びレースに参加することはできない。

(2) レフリーが「スポーツマン精神に反した行為」と判断した場合、レフリーはただちに当該競技者、選手伴走船を失格処分とする。(OWS6.3.2)

4 選手伴走船は競技者がバックングや流れを利用しないように、競技者前方に位置取らないようにする。(OWS6.4)

5 選手伴走船は競技者を選手伴走船の前方か横に位置取らせなければならない。(OWS6.5)

6 競技者は、競技中に海底に立っても失格にならないが、歩いたり、ジャンプしたりしてはならない。(OWS6.6)

7 競技者はあらゆる固定もしくは浮き装置から支援を得てはならない。また競技者は故意に選手伴走船に触れたり、触れられてはならない。(OWS6.7)

8 明らかに競技続行困難な状況にある競技者への医事救護員らによる医療行為も、失格処分にあたる。(OWS6.7.1)

9 選手伴走船を用いるレースでは、選手伴走船は、レースジャッジ 1 名、競技者が選んだ者 1 名、操船に必要な最低人数を乗せていなければならない。選手伴走船は競技者の番号と国旗をどこから見ても分かるように掲示する。(OWS6.8、6.8.1)

10 安全担当船は、安全担当員(セイフティ・オフィサー)、操船に必要な最低人数を乗せていなければならない。(OWS6.9)

11 競技者は、スピード、持久性、浮力を高めるような装置を使用もしくは着用してはならない。

公認の水着、ゴーグル、2枚以下のキャップ、ノーズクリップおよび耳栓の使用は可とする。
(OWS6.10)

12 競技者は、グリースもしくはその種の物質を使用することが出来るが、レフリーの判断により過度の使用にならないことを条件とする。(OWS6.11)

13 他の者が入水し、競技者のペースを作ってはならない。(OWS6.12)

14 給水用棧橋や選手伴走船から、コーチは競技者にコーチングや指示を出すことができる。ただし笛を使用してはならない。(OWS6.13)

15 給水用棧橋にて栄養物を摂取する場合、競技規則 6 条 6 項が適用されるが、競技規則 6 条 7 項に違反してはならない。(OWS6.14)

16 給水用棧橋から物(食べ物を含む)を投げてはならない。競技者は給水用竿か手渡しで物を受け取らなければならない。(OWS6.15)

17 給水用竿は 5m 以内とし、フィーディングポールの先端はロープやワイヤーが垂れさがっててはならず、国旗の装飾のみが許される。国旗は給水用竿に装着することが許され、30×20cm 以内のものとする。(OWS6.16)

18 すべての競技は 1 位の競技者がゴールしてから 5km ごとに 15 分、最大 120 分を制限時間とする。制限時間内にゴールできなかった競技者は退水処分となるが、レフリーが認めた場合に限り、そのままゴールまで泳ぎ続けても構わない。但し、その場合はゴールまで泳いでも記録や順位は残らず、ポイントや賞金も受け取ることはできない。(OWS6.17、6.17.1)

19 緊急中止(OWS6.18)

(1) 10km 以下の場合、できるだけ早く再レースを行う。(OWS6.18.1)

(2) 10km 超の場合は、レース時間が 3 時間を超えていれば、最終順位が審判長から報告される。3 時間を超えていなければ、できるだけ早く再レースを行う。(OWS6.18.2)

第 7 条 ゴール

1 ゴールまでのエリアはブイもしくはガイドロープにて明示し、ゴール地点に近づくにつれて狭くなるものとする。安全担当船のみがゴールエリアに入ることができる。(OWS7.1)

2 ゴール用の器具は、風、潮の干満もしくは競技者がぶつかるときの力で動かないよう、必要であれば浮き装置に固定され、定位置に固定された垂直な板状であり、少なくとも 5m の広さのあるものでなければならない。ゴールは、スローモーション機能および計時機能を備えたビデオ録画装置で両側および上部から撮影され、記録される。(OWS7.2)

(1) 計測にはマイクロチップシステムを含む自動計測装置を使用することが望ましい。マイクロチップシステムは 10 分の 1 秒単位で正式に記録される。最終順位は、着順審判員の報告やビデオテープに基づき、審判長によって決定される。(OWS7.2.1)

(2) マイクロチップを使用する競技会では、競技者は両手首に計測チップを装着する。競技中に

計測チップを紛失した場合は、直ちにレフリーに計測チップの再発行を申し出なければならない。もしも競技中に計測チップを紛失したままゴールした場合、その競技者は失格となる。(OWS7.2.2)

(3)ゴールにタッチパッド(垂直な板)が設置されている場合、競技者はゴールの際にタッチパッド(垂直な板)を触らなければならない。タッチパッド(垂直な板)に触れなかった選手は、失格となる。(OWS7.2.3)

3 着順審判員および計時担当員は、常にフィニッシュを観察できる場所に配置する。その場所は、担当競技役員の占有とする。(OWS7.3)

4 選手伴走船に乗船した代表者は、退水後の競技者と会えるようにしておくべきである。(OWS7.4)

5 退水の際に手助けが必要な場合は、競技者は明確にその意思表示をすべきである。(OWS7.5)

6 医療班は退水後の競技者の体調を確認すべきである。そのための椅子を準備しておくべきである。(OWS7.6)

7 医療班による体調確認後、競技者は飲食物を摂取すべきである。(OWS7.7)

第8条 抗議

1 競技中に発生した事柄に関する抗議は、競技終了後 30 分以内にそのチームの監督または代表者が、文書で審判長に提出する。また、競技開始前にわかった事柄については、その競技のスタート合図前に審判長に申し出る。

2 抗議は、上訴審判団が設置されている競技会においては上訴審判団によって、設置されていない競技会においては、その競技会を主催する本連盟または加盟団体から任命された大会総務によって検討され、裁定される。

第9条 その他

1 競技者は、本連盟または加盟団体の特別な承認がない限り、本連盟の競技者資格規定により登録された競技者に限られていなければならない。

2 すべての競技者・監督・コーチおよび役員は、「競技会において着用または携行することができる水泳用具、用具の商業ロゴマーク等についての取り扱い規定」に違反する物品を競技場内で着用・携行して宣伝・広告の媒体になってはならない。

(1) 公式競技会および公認競技会のシンボルマークや、本連盟が認めたものは、この規則から除外する。

(2) この項に違反した者は、本連盟の審査によって登録競技者の資格を失う。

3 公式競技会および公認競技会に出場する場合は、競技会出場に対する誓約書を提出しなければならない。誓約書には提出する日の日付を記入し、かつ競技者本人による署名または捺印を必要とする。競技会当日において未成年者の競技会出場には、競技者本人のほか、保護者に

よる署名または捺印を必要とする。

オープンウォータースイミング競技規則

第1刷 2010年4月1日 発行

第2刷 2012年4月1日 発行

第3刷 2014年4月1日 発行

第4刷 2015年4月1日 発行

* 第4刷は平成27年4月1日以降開催される競技会に適用される。

公益財団法人 日本水泳連盟

〒150-8050 東京都渋谷区神南1-1-1 岸記念体育会館内

電話 03-3481-2306

FAX 03-3481-0942